

一般社団法人日本応用地質学会 受託研究取扱規程

平成23年 5月 19日 制定
平成25年 1月 25日 改定

(適用範囲)

第1条 一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という。）が、官公庁・団体、民間会社等（以下「委託者」という。）からの委託申し出によって、調査、研究、試験並びに規格・標準作成等の業務（以下「受託研究」という。）を受託する場合の取り扱いは、この規程による。

(受託条件)

第2条 受託研究は、学会の事業の遂行に有益であり、かつ社会への貢献等の公益性に資するもので、高度な学識を要するものについて、次の各号に掲げる条件を満たす場合に限り、これを遂行することができる。

- 一 受託研究は、委託者が一方的に中止できないこと。
- 二 止むを得ない事由により受託研究を中止し、またはその期間を延長する場合においても、この法人はその責めを負わず、また原則として受託研究に要する経費は委託者に返還しないこと。ただし、特に必要があると認める場合には、不用となった経費の額の範囲内において、その全部または一部を返還することがあること。

(研究委託書)

第3条 受託にあたっては、委託者より予め件名、目的、内容、委託期間、委託金額等を明示した研究委託書の提示を求めなければならない。

(受託研究の諾否)

第4条 受託研究の諾否は、理事会の決議により決定する。

(契約)

第5条 受託研究契約は、当該受託研究の内容、実施方法、実施期間、契約金額、契約金の支払い方法、成果の報告および発表、契約の変更および解除の条件、その他受託研究を実施するために必要な事項を記載した契約書により締結するものとする。

- ②受託契約業務はこの法人の事務局がとりまとめるものとし、具体的な業務内容については別に定める。
- ③契約の受託者は代表理事（会長）とする。
- ④受託研究成果の著作権等の知的財産権の取扱いについては、委託者と協議の上決定するものとする。

(受託研究の期間)

第6条 受託研究を実施する期間は1事業年度内の期間とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(受託研究の担当組織)

第7条 受託研究の担当組織（以下「研究担当委員会」という。）は、既存の研究部会、或いは受託研究実施のために新たに設置する委員会等をもって充てる。

- ②前項の研究担当委員会を、既存の研究部会の中から選定する場合は、理事会において決定する。
- ③研究担当委員会を新たに設置する場合は、受託契約の窓口となる委員会もしくは支部が設置案を総務委員会に諮った後、理事会において承認を受けるものとする。

(受託研究の実施)

第8条 受託研究の実施は、研究担当委員会がこれにあたる。
②研究担当委員会は、契約完了後、研究計画に基づき速やかに研究を実施する。

(再委託)

第9条 この法人は、必要があるときは、受託研究契約の委託者の同意を得て、当該受託研究の一部を再委託することができるものとする。業務委託に関する規程は、別途定めるものとする。

(受託研究の完了)

第10条 受託研究が完了したとき、または中間において必要が生じたときは、研究担当委員会においてその成果をまとめて速やかに報告書を作成し、委託者に提出するとともに、理事会にその概要を報告するものとする。

②受託研究の成果については、委託者の了解のもとに、原則としてその概要又は全部について学会誌「応用地質」等を通じて公表することができる。

(経費)

- 第11条 受託研究の経費は、当該受託研究を実施するために必要と認められる直接費、管理費および消費税の総額として積算する。
- ②経費の内訳等の学会基準は別に定める。特別の事情がある場合は、案件毎に状況を考慮し、委託者や研究担当委員会等の関係者と調整して設定することができるものとする。
 - ③管理費は、人件費、借室料、減価償却費、光熱水道費、通信費、事務用品費等で、事務局の一般経費と区別が困難な経費をいし、直接費合計金額の20%を標準とする。

(受託費の受納)

第12条 受託費は、原則として一括・前納とする。ただし、受託研究が2年以上の期間を要する場合、年度ごとの分割納入を可とする。

②前項の規定にかかわらず、委託者に支払方法について別に定めのある場合は、委託者と協議の上、受託研究完了後の支払いを可とする。

(受託費の精算)

第13条 受託研究が完了し、第6条に定める成果を委託者に提出したときは、速やかに受託金の精算書を委託者に提出し、精算を行うものとする。

(会計処理)

第14条 この法人は、受託研究毎に帳簿を備え付け、受託年月日、契約年月日および期間、受託経費の受領年月日、経費の支出年月日、その他について明らかにしておかなければならない。

第15条 受託研究の契約期間が複数年度にわたる場合、年度計画に基づく次年度以降の額および当年度予算の未使用額は、前受金として次年度以降に繰越して使用できるものとする。この場合、次年度使用予定額を次年度予算の収入に計上するものとする。契約期間を延長する場合も同様とする。

第16条 契約に定めのない事項については、必要に応じてこの法人と委託者で協議する。

(規程の変更)

第17条 この規程の変更は、理事会の承認を得るものとする。

(附則)

この規程は、平成23年5月19日から施行する。